宮古島市未来創造センター

サービスコーナー運営に関する仕様書



宮古島市立図書館

令和７年９月

**１ 運営施設概要**

（１）　名　　　　称　　宮古島市未来創造センターサービスコーナー

（２） 所　在　地　　宮古島市平良字東仲宗根807番地

（３）　面　　　　積　　125.0㎡

（４）　期　　　　間　　令和８年４月1日から令和１３年３月３１日までの5年間（1年更新）

（５）　営　業　日　　宮古島市立図書館（以下、「図書館」という。）開館日

（６）　営業時間　　図書館開館時間

開館時間

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 火曜日から金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
| 図書館 | 午前１０時から午後７時まで | 午前１０時から午後６時まで | 午前１０時から午後５時３０分まで |

休館日

|  |  |
| --- | --- |
| 図書館 | 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日（以下「祝日法」という。） |
| 毎週月曜日（その日が祝日法による休日に当たる場合はその翌日） |
| 毎月第３木曜日は、定期館内整理日。（休館日）ただし、祝日法による休日に当たる場合は、その翌日とする。 |
| ６月 23 日（慰霊の日） |
| 12 月 29 日から翌年の１月３日（祝日法による休日を除く。） |

※図書館稼働日数　おおよそ２８３日

（７）　熱　　　　源　　電気（ガスは使えません）

（８）　そ　の　他　　　別紙「サービスコーナー経費負担区分表」

**２　　用　途**

サービスコーナーの運営（飲料・軽食等の提供及び関連物品の販売）

**３　　施設使用に関する条件等**

（１）　行政財産の使用許可とし、使用許可期限は次のとおり。

令和８年４月１日から令和1３年3月31日までの５年間（１年更新）

ア　使用許可期間は、１年度を単位に毎年更新の５年間とする。なお、継続を希望しない場合は、６か月前までに書面により宮古島市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）に意思表示を行うこと。

（２）　使用料

月額使用料は50,000円以上とし、事業者として決定したものが提示した応募額を持って使用料とする。

（３）　光熱水費

光熱水費については、個別メーターの設置ができないため、面積による案分及び什器等による算出の上決定する。

（４）　使用許可の取消及び変更

次のような事態となった場合は、使用許可の取消または変更を行う場合がある。

ア　事業者の責めに帰するべき事由による場合

事業者の責めに帰するべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、教育委員会は使用許可の取消または一定の期間を設けて、業務の全部もしくは、一部を停止することが出来るものとする。この場合、事業者に発生する損害及び損失または増加費用について、教育委員会は賠償の責めを負わない。また、教育委員会が事業者に対し、損害賠償を請求した場合は、事業者は負担をしなければならない。

（事業者の責めに帰するべき事由の一例）

・事業者の不正行為、事業の不履行、虚偽の報告や報告拒否があった場合。

・事業者の経営状況が著しく悪化するなど、施設の管理に重大な支障が生じる恐れがある場合。

・使用料及び光熱水費の滞納が2か月続いた場合。

・食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第55条に規定された許可の取消、または営業の禁止もしくは停止を受けた場合。

・使用施設に関する権利の全部または一部を第三者に譲渡、転貸し、担保に供した場合、または営業を委託し、もしくは名義貸しをした場合。

イ　事業者の責めに帰することが出来ない事由による場合。

不可抗力等により教育委員会及び事業者双方の責めに帰することが出来ない事由で業務の継続が困難になった場合、事業の継続の可否については、相互の協議により決定するものとする。

（５）　原状回復の義務

事業者は、使用期間が満了となるときは使用許可期限内までに、また、使用許可が取り消されたときは教育委員会が指定する日までに、使用施設を事業者の負担において原状回復し、教育委員会の検査を受けなければならない。

ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（６）　その他

ア　事業者は、使用施設を善良な管理者の注意をもって維持管理及び運営をしなければならない

**４　経費の負担**

経費の負担区分については、別紙募集要項の「サービスコーナー経費負担区分表」のとおりとする。事業者が負担する経費のうち、教育委員会へ納入する経費については、教育委員会が発行する納入通知書により、その指定する期日までに納入すること。

**５　運営に関する条件等**

（１）　基本的事項

ア　読書をしながら休憩が出来る、コミュニティの場の提供

イ　誰もが気軽に利用できるやさしい応対

ウ　教育委員会・未来創造センター（図書館・公民館）に対する協力体制（非常時・災害時・イベント等）

エ　提案内容の確実な実行

（２）　提供メニュー及び価格等

ア　地産地消を意識し、宮古島市あるいは沖縄県産の食材を使用したメニューを

1品以上提供すること。

イ　メニューや販売物品は事前に教育委員会と相談の上決定すること。

ウ　利用者のニーズに沿った品揃えと利用しやすい価格設定を行うこと。

エ　酒類の提供は行わないこと。また、ノンアルコールビールなどのアルコールテイスト飲料の販売は不可とする。

オ　テイクアウト用の飲み物の提供も行うこと。なお、提供の際は必ず蓋付きのものを使用すること。

（３）　営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届け出等については、全て事業者の責任（負担）において行うこと。

（４）　衛生管理

ア　事業者は、食品衛生法及び関係法令等を遵守し、サービスコーナーにおける衛生管理に十分な注意を払い、食品衛生上問題等が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告の上、全て事業者の責任と負担において対処すること。

イ　事業者は、使用施設において環境衛生に留意し、清掃を営業毎に行うこと。周辺清掃に関しても率先して協力を行うこと。

（５）　食品等の搬入口・搬入方法

食材及び物品類の搬入を行う際には、教育委員会の指示する場所から、利用者の安全に十分配慮の上、可能な限り短時間で作業を行うこと。

大きな物品の搬入については、事前に教育委員会と調整を行うこと。

（６）　営業状況の報告

事業者は、毎年度終了後、１か月以内に収支実績を含む事業報告書を作成し教育委員会に提出すること。

ただし、この定期報告以外にも、教育委員会が収支等の報告を求めた場合には、事業者はその求めに応じること。また、サービスコーナー利用者からの苦情やサービスコーナーでの事故等が発生した場合は、事業者が対応した上で、重要なものについては速やかに教育委員会に報告すること。その他必要に応じて教育委員会と協議を持つこと。

（７）　廃棄物等の処理

サービスコーナー部分に関するごみ・残飯処理に関する費用の一切を負担すること。ゴミ置き場については、教育委員会が指定する場所とする。

（８）　グリース阻集器（グリ－ストラップ）の保守管理

　　　　　グリース阻集器の保守管理（清掃及び廃棄物の処理等）や厨房からの排水が原因による下水管の詰まりに関する費用は全て事業者の負担とする。

　　　　　処理遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

（９）　貼り紙・看板等の表示または掲示

教育委員会が許可した場所以外での貼り紙、看板等の表示または掲示は認めない。また、許可した場所であっても貼り紙、看板等のデザインについては、教育委員会と事前に協議すること。

（10）　禁煙

サービスコーナーのエリア（飲食・厨房）はすべて禁煙とする。

（11）　受変電設備等の点検

受変電設備等の点検を実施する場合は、教育委員会と調整の上協力すること。

（12）　什器の設置、費用負担及び工事等

事業者は、別紙募集要項の「サービスコーナー経費負担区分表」のうち、事業者負担区分の什器・設備を設置する場合、これに伴う工事管理を事業者負担で行うこと。

なお、設置及び工事に際しては、教育委員会へ密な連絡を行うこと。

（13）　その他

ア　問題発生時の連絡体制を整備し、教育委員会へ報告すること。

イ　事業に関する事項（営業体制・営業時間など）の変更は、教育委員会と協議のうえ実施すること。

**６　その他**

　本事業に際しては、地方自治法の他、関係諸法令を遵守し、事業の準備及び事業実

施を行わなければならない。

**７　問い合わせ先**

宮古島市立図書館

〒906-0007宮古島市平良字東仲宗根８０７番地

電話番号：(0980)72-2235

FAX番号：(0980)73-1136

メールアドレス：miyako-li@city.miyakojima.lg.jp

担当者：與那覇・座喜味